



安心の法律サポートで、あなたを守る

LEGAL PLUS

弁護士法人 リーガルプラス

広報誌 L+PRESS 2023.3月号

発行/弁護士法人 リーガルプラス

代表/谷 靖介 [東京弁護士会所属]

所在地/〒103-0027 東京都中央区日本橋2-2-3 リッシュビル4階401号

お問い合わせ/TEL: 03-6265-1686 FAX: 03-6265-1132

ホームページ/https://legalplus.jp/

相続土地国庫帰属制度が始まります

相談者の方から、「土地を相続したけれど使い道がないので賣らない」、「固定資産税がかかるだけなので処分したいが何か方法は無いか」というご相談をお受けすることが少なくありません。このような土地は農地や森林などが多く、売却先が見つからず、処分ができずにそのままになってしまうことがほとんどです。また、そのような土地は、相続人もほしがらないため、何代も前の先祖の名義のままといったこともあります。

このような背景もあり、相続等で取得した土地の所有権を国庫に帰属させる制度を創設するため、新たに相続土地国庫帰属法が作られ、令和5年4月27日から運用が始まります。

相続土地国庫帰属制度は、相続又は相続人に対する遺贈により土地の所有権又は共有持分を取得した者等が申請者として法務局に承認申請をし、法務大臣による要件審査・承認を受け、申請者が10年分の土地管理費相当額の負担金を納付することにより土地を国庫帰属させるという制度です。国庫に帰属した土地は、国が管理・処分することになります。

ただし、どのような土地でも国庫帰属させることができるわけではなく、承認申請と承認には要件があります。

承認申請は、

- ①建物が存する土地
 - ②担保権又は使用及び収益を目的とする権利が設定されている土地
 - ③道路その他の他人による使用が予定されている土地（墓地、境内地、現に通路・水道用地・用悪水路・ため池の用に供されている土地）が含まれる土地
 - ④土壤汚染対策法上の特定有害物質により汚染されている土地
 - ⑤境界が明らかでない土地その他の所有権の存否、帰属又は範囲について争いがある土地
- については、却下されることとなります。

また、以下のような不承認要件がある場合には、承認されな

いこととなります。

- ①崖がある土地のうち、その通常の管理に当たり過分の費用又は労力を要するもの
- ②土地の通常の管理又は処分を阻害する工作物、車両又は樹木その他の有体物が地上に存する土地
- ③除去しなければ土地の通常の管理又は処分をすることができない有体物が地下に存する土地
- ④隣接する土地の所有者等との争訟によらなければ通常の管理又は処分ができない土地
- ⑤通常の管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する土地

といった要件で、審査が行われ、実地調査がされることもあります。

承認された場合、国に所有権を移転させるためには、負担金の額の通知を受けた日の翌日から30日以内に一筆の土地ごとに20万円が基本となる負担金を納付する必要があります。森林や一定の地域の場合には面積に応じて負担金が算定されることとなっています。

制度の開始に先立ち、所有している土地を国に引き取ってもらえそうか知りたい、申請書類に不備がないか確認してほしいなどの具体的な疑問について、都道府県の法務局・地方法務局（本局）での相談対応が開始しています。



【かしま法律事務所】

所属弁護士: 齋藤 碧 (さいとう みどり)

プロフィール

山形大学人文学部総合政策科学科卒業、大阪大学大学院高等司法研究科修了後、弁護士登録（茨城県弁護士会）。

主に、交通事故、労災事故、債務整理、過払い金回収、相続、離婚・不貞問題、中小企業法務（労務問題）を中心に、法的な問題でお困りの方の手助けができるよう活動を行う。趣味は植物を育てること、読書、音楽鑑賞、好きな言葉は「地に足をつける」。

顧問弁護士のご案内

企業活動において生じる人事労務や取引先とのトラブル、経営拡大・新規事業によって生ずる新たなリスク。弁護士法人リーガルプラスは、「適正な価格」で社内事情・業界をよく知る弁護士が、スピーディーに対応いたします。

【対応業種】 介護・医療機関、保険代理業、飲食業、販売業、IT関連業、建築・内装業、製造業 など

取り扱い業務のご案内

リーガルプラスでは、**交通事故、労災事故、相続トラブル、離婚、借金問題、企業法務などの法律問題について**、各地域で対応しています。まずはお気軽に、お近くの事務所へご相談ください。

（オンライン対応）セミナー講師派遣のご案内

リーガルプラスでは、ご希望に沿ったテーマでの社内セミナーや、勉強会の講師派遣を承っております。

近年、法令遵守の徹底や、それに伴うガバナンスの強化、ハラスメントの予防・体制作りといった点に意識を持たれる企業も多くなってきました。企業が抱えるさまざまな問題について、弁護士が社内セミナーの講師として、研修を通じてコンプライアンス意識の向上や、労務管理のレベルアップを支援します。

【受付】

TEL: 03-6265-1686 (平日 9:30~18:00)

E-mail: mail@bengoshi-lp.com

講演研修テーマ・費用などお気軽にお問い合わせください。



ニュースレターをお読みになられた方からの法律相談・個別案件のお問い合わせ (平日・土曜 9:30~18:00)

【東京法律事務所】 TEL: 03-6265-1817

【柏法律事務所】 TEL: 04-7197-3401

【市川法律事務所】 TEL: 047-712-5100

【船橋法律事務所】 TEL: 047-407-4680

【津田沼法律事務所】 TEL: 047-409-6371

【千葉法律事務所】 TEL: 043-301-6761

【成田法律事務所】 TEL: 0476-20-3031

【かしま法律事務所】 TEL: 0299-85-3350

交通事故解決事例「評価損の請求」

【事案】

Kさんは、信号待ちで停車中に後続車に追突され、負傷し、交通事故の対応を依頼するために弊所へ相談に訪れました。損傷したお車は、購入してから1年10か月ほどしか経っていません。そのため、評価損を請求することにしました。

Q

車両の損害はいくら補償されますか？

簡単に説明すると、修理費と事故当時の車両の時価額のどちらか低い方が補償されます。なるべく事故がなかった時の状態に戻すことを補償の目的とすると、修理費の方が低ければ修理をすれば事故当時の状態に戻る、時価額の方が低ければ修理をしなくても中古車を購入すれば事故当時の状態に戻るということになるからです。

Q

評価損とは何ですか？

評価損とは、事故当時の車両価格と修理後の車両価格との差額とされています。すなわち、修理をしても外観や機能に欠陥を生じ、または事故歴により商品価値の下落が見込まれる場合に認められます。

事故歴があるとして商品価値の下落が見込まれる場合の評価損は、そもそも損害として認められるかという点で学説や裁判例も分かれているところではありますが、一定の条件の下で認められている裁判例があります。

評価損が認められる場合は、修理費の何%という形で認められることが多いです。

Q

どのような車両に評価損が認められますか？

『民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準2002年版』によると、「これまでの判例の傾向からすれば、外国車又は国産人気車種で初度登録から5年（走行距離で6万キロメートル程度）以上、国産車では3年以上（走行距離で4万キロメートル程度）を経過すると、評価損が認められにくい傾向がある」とされています。

Q

どのように立証するのですか？

実務では、一般財団法人日本自動車査定協会（以下「査定協

会」といいます。）に事故減価額証明書を発行してもらい、それを根拠に評価損を請求します。査定協会の査定士が車両のある所まで出張して査定することもできますし、被害者が査定協会の事業所まで車両を持ち込んで査定をすることもできます。

Q

結果はどうになりましたか？

Kさんの車両は、購入してから1年10か月程度の国産車で、走行距離が3万2000キロメートル程度であったため、評価損の請求可能性があると判断し、査定協会に減価額の査定を依頼しました。今回は持ち込み査定で依頼しました。事業所に持ち込んでから事故減価額証明書が手元に届くまで1週間程度でした。減価額は33万2000円で、修理費の約30%でした。

当初、相手方保険会社は、評価損は認めないとする立場でしたが、交渉の結果、評価損について、修理費の約20%である22万6508円で示談をすることができました。

おわりに

相手方保険会社は評価損を認めない傾向が強いですが、損傷箇所や年式等によっては本件のように請求できる場合もあるため、適正な対応かどうかご不安がある場合はお気軽に弁護士へご相談ください。



【津田沼法律事務所】

所属弁護士：永井 龍（ながい りゅう）

プロフィール

立教大学法学部卒業、法政大学法科大学院修了。弁護士登録以降、東京都内の弁護士事務所にて一般民事や家事事件などの分野で執務。現在は津田沼事務所にて、交通事故、労災事故、離婚・不貞問題、相続などを中心に、「弁護士」という与えられた資格の職責を全うすることで、ご依頼者様の人生がより豊かになることを目指して活動を行う。趣味は写真撮影、好きな言葉は「正直」。

リーガルプラスでは、中小企業法務から個人法律トラブルまで、各地域で対応しています。相続に関する相談件数は、年間200件を超える実績*がございます。まずはお気軽に、お近くの事務所へご相談ください。

*2022年1月1日～12月31日

編集後記

春本番に向けて外の雰囲気華やかになりました。今年の冬は厳しい寒さに見舞われましたが、桜の開花には寒さが必要とのこと。“休眠打破”と呼ばれるように、桜の花芽は冬の5℃前後の寒さで眠りから目を覚まし、開花の準備に入るため、冬が暖かすぎると春先の気温が高くても開花が遅れることもあるそうで、桜にとって寒さは大きなポイントとなっているとのこと。そう考えるとこの冬の寒さも今となってはありがたく思えるものでしょうか。

東京近郊の満開予測は3月24日頃とのこと。今年は桜まつりが復活するエリアも多く、にぎやかな桜の季節となりそうです。

それでは、年度末で何かとお忙しいことと存じますが、日々健やかによき新年度をお迎えください。



ニュースレターをお読みになられた方からの法律相談・個別案件のお問い合わせ（平日・土曜 9:30～18:00）

【東京法律事務所】TEL:03-6265-1817

【柏法律事務所】TEL:04-7197-3401

【市川法律事務所】TEL:047-712-5100

【船橋法律事務所】TEL:047-407-4680

【津田沼法律事務所】TEL:047-409-6371

【千葉法律事務所】TEL:043-301-6761

【成田法律事務所】TEL:0476-20-3031

【かしま法律事務所】TEL:0299-85-3350